

木津川市教育委員会会議録

平成27年第1回木津川市教育委員会定例会

- 日 時：平成27年1月26日（月） 9時34分から11時55分まで
○場 所：木津川市役所 4階 4-3会議室
○出席者：杉本清重委員長、有賀やよい委員長職務代理者、小松信夫委員、
高橋史代委員、森永重治教育長
（事務局）森本教育部長、山本理事、加藤理事、竹本教育次長兼学校教育課
長、市川社会教育課長、石井教育施設整備室長、大西文化財保護室長

1. 開 会 委員長 委員長あいさつ

2. 前回会議録の承認 委員長が、第12回定例会議の会議録の承認について提案された。 委員より異議なく承認された。

3. 議事

《議案第1号 木津川市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について》

委員長が、事務局に説明を求めた。
事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

城山台地区の換地処分公告に伴う、本市内の町の区域及び名称変更により、
所要の改正を行うもの。

【質疑応答】

委員からの質疑は次のとおりであった。

委 員：城山台は、何丁目までになるのか。

事 務 局：13丁目までである。木津南中学校の北側が13丁目になる。

委 員：一番遠方より小学校に通学するのは、どれ位の距離になるのか。

事 務 局：13丁目辺りが一番遠くなり、2km程度である。

【採決】

委員長が採決を行い、全員一致で承認された。

《議案第2号 木津川市立幼稚園条例の一部改正について》

委員長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

子ども・子育て支援制度が平成27年4月から施行されることに伴い、幼稚園の利用者負担額について、国で定める基準を上限として定めることとなるため、現行の使用料について見直し、所要の改正を行うもの。

【質疑応答】

委員からの質疑は次のとおりであった。

委員：利用者の立場として、一番大きく変わる点は何か。

事務局：使用料の月額7千円は変わらないが、生活保護世帯では、これまで、国の基準で7万9千円が減免となり、5千円の自己負担があったが、それが無償となる。また、住民税非課税世帯でひとり親世帯等も無償になる。

委員：減免措置が拡大されたということか。

事務局：お見込みのとおり。本市は、平成27年度の使用料を変更しないので、減免枠が拡大することとなる。

委員：減免対象外の方については、何も変更は無いということか。

事務局：小学校3年生以下の児童が2人以上いる世帯の第2子や第3子について、それぞれ第2子半額、第3子無償となることをこれまでは規則で規定していたが、国が政令で定めることとなるので、この条例に規定する。

事務局：京都府が、この減免措置の上積みとして、小学校3年生以下の児童が2人以上いる世帯という基準を、年収680万円以下で第1子が18歳以下である世帯の第3子の使用料を無償に拡大する。その部分については、この条例とは別に規則で制定する。

委員：府が独自財源で行うのか。

事務局：府が2分の1、市が2分の1の負担である。国の地方創生交付金制度の中で、少子化対策として府が実施する。

委員：この条例によって、必要な予算は大きく変わるのか。

事務局：歳入額の減となり、一般会計の負担が増加する。

委員：どれ位の負担となるのか。

事務局：70万円程度の歳入減を見込んでいる。

委員：18歳以下まで拡大となるとその分も加算されるのか。

事務局：お見込みのとおり。拡大分については、440万円程度と見込んでいる。

委員：国の子育て支援の一環であるが、保育園はどうなるのか。

事務局：子育て支援制度は、保育園も幼稚園も制度の考え方は同じである。

委員：必要額の2分の1を木津川市で負担するのか。

事務局：公立幼稚園の運営については、全額市の負担となり、国が交付税で措置することとなっている。府の上積み分については、府が2分の1を負担する。

【採決】

委員長が採決を行い、全員一致で承認された。

《議案第3号 木津川市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部改正について》

委員長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

京都府立学校教員服務規程の一部改正に基づき、所要の改正を行うもの。

【質疑応答】

委員からの質疑はなかった。

【採決】

委員長が採決を行い、全員一致で承認された。

《議案第4号 木津川市教育委員会の所管する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告書（平成25年度実施事業）について》

委員長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくため、教育委員会が所管する事務の管理及び執行状況について、教育に関して学識経験を有する者2名から助言を得て、自ら点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表を行うもの。

【質疑応答】

委員からの質疑は次のとおりであった。

委員：これまでと様式が変わったのだな。

事務局：行財政改革推進室が作成した評価書の様式が変更されたので、それに準じて改訂している。

委員：議会に提出するが、この評価書について、議会で意見は出されているのか。

事務局：去年は、議員の方より質問や意見はなかった。

委員：元々は、行財政改革のための資料か。

事務局：北海道でいじめ自殺事件があって、その町の教育委員会が隠ぺい体質で機能していないということがあり、教育委員会が行っている事務について議会を含めてもっと広く明らかにして行くということで法改正が行われたことが出発点である。

委員：自らの事業を見直すということは必要である。

【採決】

委員長が採決を行い、全員一致で承認された。

4. 教育長報告（平成26年12月25日～平成27年1月26日）

教育長が、事業報告に基づき報告を行った。

中でも次の点について詳細の説明があった。

- ・12月25日は、育英資金の寄付者に対する市長からの表彰が行われた。
- ・12月26日は、非常に残念であったが、山城中学校の教頭が現職でお亡くなりになられた。そのことにより、後任者への辞令交付式を行った。
- ・1月6日は、相楽中部消防組合消防本部の出初式が行われた。
- ・1月8日は、社会を明るくする運動作文コンテスト入賞者報告式が行われた。常々申し上げているが、市内の子ども達は、作文、主張大会やポスターコンクールなどで芸術性を発揮し、活躍をしている。
- ・1月11日は、市消防団の出初式が行われ、午後からは、委員の皆様も出席していただき成人式を行った。
- ・1月21日は、毎年行っている小谷支部との懇談会を行った。
- ・1月24日は、山城地協荊冠旗開きが行われた。
- ・1月24日から25日は、当尾の郷文化祭が行われ、陶芸や絵画などの非常に芸術性の高い作品が展示され、多くの人でにぎわっていた。
- ・1月25日は、市民マラソンが行われ、参加者が230名、協力者も200名余りが参加される中、事故もなく無事に行われた。午後からは、ふれあい文化講座が木津川の文化財と緑を守る会により行われ、170名余りの参加者であった。

当尾の郷文化祭、市民マラソンやふれあい文化講座を通じて、改めて地域の力について感心した。当尾小学校は廃校になったが、学校というのは、大きな地域の拠点になる。学校運営に支障がない限り、学校を拠点として、社会教育だけではなく、学校教育においても地域の有能な人材を子ども達のために活用できないかを考えていかなければならない。

【質疑応答】

委員：成人式についてだが、中学校単位で写真撮影や話をしているので、

支援学校や私立学校出身の方が、今年の呼びかけ方法では、輪の中に入りづらくなっていた様に感じた。来年度以降は、実行委員会で改善願いたい。

事務局：受付においても中学校区単位で行っており、写真撮影等についても同様に考えていた。

事務局：何点か反省点があり、写真撮影でも1時間程度を要した。他町では、受付時に番号を渡して、その番号で集合する等の工夫をされている。また、今年の実行委員は男性だけであったので、女性も加わり女性の意見も反映させた方が良い。

委員：実行委員は、希望者か。

事務局：公募である。

委員：いつ頃から実行委員会会議を開催しているのか。

事務局：夏前に公募を行い、秋から会議を開催している。

今年は、市消防団の出初式と日程が重なったため、式典の開始を30分遅らせて、その分式典を縮小した。

委員：事業が重複することにより、前の事業でトラブルが起こると全ての進捗に影響を与える可能性があるので、よく検討する必要がある。

委員：住民票が、他市町村へ異動している方の成人式の案内は、市から行くのか。

事務局：対象者の把握は、住民基本台帳で行っているのので、市に住民登録をされている方に案内を送付している。また、市の広報紙で案内しているのので、本人から連絡を頂き、木津川市の成人式に参加したいと申し込まれた方について出席していただいている。

委員：来年の成人式の日程は、決定しているのか。

事務局：決定している。

委員：女性の方は、着付け等の予約等もあるので、早期に分かり易く広報されたい。

事務局：早期に何度も周知を徹底できるようにさせていただく。

委員：様々な事情や今年の実省点を踏まえて、決定していただきたい。

5. その他

(1) いじめ調査概要の報告について

平成26年度第2回いじめ調査の概要について事務局が報告を行った。

〔説明〕

2学期に、木津川市内全小中学校において市いじめアンケート及び府いじめ調査を実施した。

まず、市いじめアンケートの結果について報告させていただく。

アンケートの実施については、学校毎に日程を定めて行っており、11月に実施している学校が大半を占め、一部が12月に実施している。

アンケートの対象とする期間は、9月1日よりアンケート実施日までとなっている。

いじめアンケートの中身としては、いやな思いをしたかどうかを問いとして、小学校で1,963名が有ると回答しており、1学期に行った同様の調査より198名の増であった。中学校では236名が有ると回答しており、1学期と比較して137名の減であった。

いやな思いをしたと回答した全児童・生徒における割合は、小学校で38.8パーセント、中学校で11.8パーセントであった。

学年別では、1学期と比較して、小学校では4年生以外が微増、中学校では全学年とも減少している。

また、前年度同時期との比較では、小学校が昨年の2,077名より減少、中学校も昨年の316名より減少している。

全体の傾向としては、平成25年度と比較してほぼ変化はない。

いやな思いをした具体的な内容として多い順は、小学校では、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」が群を抜いており、次に「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」といった軽い暴力、3番目が「仲間はずれ、集団による無視をされる」といった順である。中学校でも「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」が群を抜いており、次が「仲間はずれ、集団による無視をされる」と「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」で、4番目が軽い暴力となっている。

このアンケート結果を基に、各小中学校において全児童・生徒に聞き取り調査を実施しており、いやな思いが継続しているものについて指導の対象として、解決に向けて取り組んでいる。

次に、府いじめ調査の結果について報告させていただく。

1学期の調査と同じく、第1段階から第3段階に分類しており、第1段階は、認知したいじめの総件数である。第2段階は、第1段階の内、解消していないものと組織的、継続的な取り組みが必要であるもの。第3段階は、重大事象で、生命や財産の危機が疑われるものといじめを原因として1か月以上の欠席をしているもので分類している。

小学校では、市いじめアンケートでいやな思いをした1,963件の内、273件をいじめとして認知しており、中学校では、236件の内、180件をいじめと認知して対応した。これらが第1段階の件数である。

第2段階は、小学校では、第1段階で未解消であったもののみであった。中学校は、第1段階の未解消のものと組織的、継続的な取り組みが必要なものがあり、後者については、すべて解消している。

第3段階は、小中学校共になかった。

市いじめアンケートと府いじめ調査を比較すると、いやな思いをしたものの内、いじめと認知した割合は、小学校が13.9パーセント、中学校が76.3パーセントであった。ただし、各学校においていやな思いをしたものの内、いじめと認知した件数がかなりばらつきが有るので、今後、教育委員会として一定の基準を示していくことが必要であると考えます。

【質疑応答】

委員：「ひどく叩かれたり、蹴られたりしたことがある」という回答が、小学校ではかなり有り、中学校では減ってきているが、感じるレベルに違いが出てくるので、中学校の場合は、深刻なのではないか。学校の中で、先生がいじめを発見するということはあるのか。

事務局：ある。

委員：その場合は、どういった対応をされるのか。

事務局：暴力事象等の場合は、相手の保護者も含めて指導する。

被害者側に事情を聴く中で、いじめ的に継続しているのであれば、いじめとして対応する。

委員：そういった場合に指導すれば解決するものか。

事務局：暴力等のはっきりしたものは、解決できるケースが多い。逆に悪口やにらんだ等の方が解決しづらいケースが多い。

事務局：かつてのいじめの考え方は、「そんなひどいことをすれば耐え切れないだろう」といった現象面で捉えていたものが、いじめを受けた被害者の心情面を中心としていくということに変更となり、学校の捉え方が非常に難しくなった。

委員：教職員や学校によって認識の違いがある。個別の事象がどの様なものであるかが分からないので、学校に任せないといけないが、全てがいじめであると認識している場合と全てがいじめではないとしている場合とで、あまりに落差が大きすぎる。

統計の信用性にも係わるので、一定の基準が必要ではないか。

委員：本人には、1学期に1回ヒアリングを行うのか。

事務局：担任が行う。

委員：いやな思いをしたと回答した全員に聞き取りを行うのか。

事務局：いやな思いをしたと回答していないものも含めて、全員と面談を行っている。

委員：いやな思いをしたことは、中々忘れないものなので、そういった意味では何らかの基準が必要ではないか。

事務局：継続しているというのが、繰り返し行われているのか、以前にあったことが心情的に解消していないのかは、難しいところである。そこで学校の捉え方に差異がある。

委員：一度受けた心の痛みは、そう簡単に消えるものではないと考える。それが、日常生活に大きな影響を及ぼすかどうかである。早期にはじめの芽を摘むということが重要である。

深刻な案件を確実に把握して、いかに解決するかが最も重要なことである。

(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う条例整備について

事務局が、地教行法改正に伴い、平成27年第1回木津川市議会定例会に提案される条例整備の概要について報告した。

【質疑応答】

委員からの質疑は、次のとおりであった。

委員：法律の施行は、平成27年4月1日だが、実際の適用は次の教育長の任期からとなるのか。

事務局：平成27年5月13日より新体制となる。

(3) 平成26年度幼稚園：卒園式、小中学校：卒業式 教育委員等出席者（案）について

事務局が、資料に基づき出席者（案）を報告した。

(4) 今後の行事予定について

今後の行事予定について、事務局が説明した。

(5) 最近の主な新聞記事について、教育長が説明した。

(5) 次回委員会日程

次回委員会は、平成27年2月19日（木）午前9時00分から、また、第3回定例会は、平成27年3月23日（月）午前9時30分から開催することを決定した。

委員長が、会議を閉会した。